



福島県からの お知らせ

新型コロナウイルス ワクチン接種情報

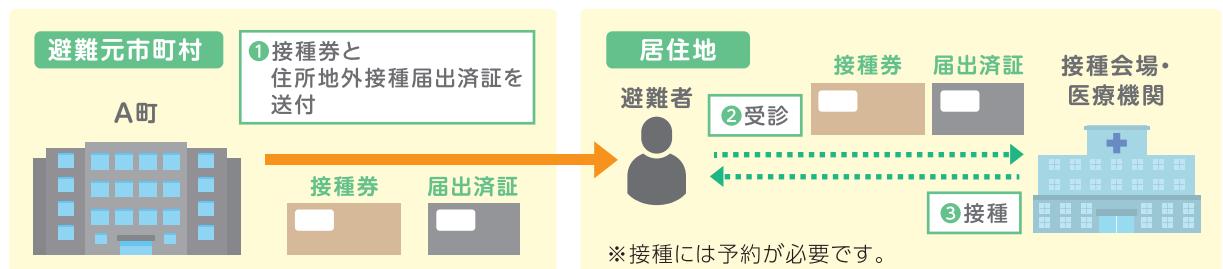
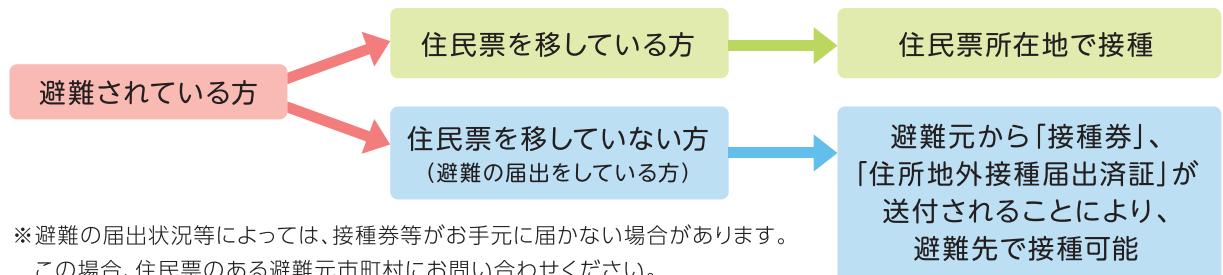
避難されている皆さまの避難先自治体でのワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種は、住民票がある市町村で受けることが原則とされています。

一方、東日本大震災により避難されている皆さまは、住民票を移していない場合でも、特別な手続きを行うことなく、避難先市区町村で新型コロナウイルスのワクチン接種を受けることが可能となりました（避難の届出をしている方に限ります）。

住民票のある避難元市町村から「接種券」と「住所地外接種届出済証」が送付されますので、避難先の住民と同様に接種予約をし、この両方を接種会場に持参いただければ、接種が可能となります。

なお、予約手続きは、避難先市区町村によって異なりますので、避難先市区町村に確認いただくか、広報等で確認するようお願いします。



※避難先市区町村以外の自治体（避難元自治体を除く）で接種を希望する場合は、希望する自治体に「住所地外接種届出済証」の申請手続きをしていただく必要があります。

※接種について不明な点、心配な点がありましたら、避難元市町村へお問い合わせください。